

化審法概要

(第一種特定化学物質使用製品に関連する規制等)

経済産業省製造産業局 化学物質管理課化学物質安全室

内容

- I. 我が国の化学物質管理制度
- Ⅱ.化審法の概要
- Ⅲ. 第一種特定化学物質に係る規制ついて
- IV. 第一種特定化学物質使用製品について

I. 我が国の化学物質管理制度

化学物質管理政策の系譜

顕著な有害性への対応

ハザード

ベースの管理

毒性 : 毒物劇物営業取締規則(1912) → 毒劇法(1960) 労働者の健康被害: 労働基準法(1947) → 労安法(1972)

有害性が顕在化した化学物質(残留農薬)対策

DDT、アルドリン等 : 農取法(1948)

公害への対応

大気汚染(NOx、SOx (四日市ぜんそく)): 大防法(1968) 水質汚濁(カドミウム(イタイイタイ病)、有機水銀化合物(水俣病):水濁法 (1970)

P C B問題を契機とした予防的アプローチ

新規化学物質事前審査: **日 化審法(1973)**、米TSCA

(1979)

各国の事前審査制度の国際調和

有害性試験方法 : OECDテストガイドライン(1981~)

試験データ受入れの条件整備: OECD・GLP(優良試験所制度、19

試験データの受入れ: OECD・MAD(1981~)

新規化学物質上市前最少データセット: OECD・MPD(1982~)

評価結果の受入れ: OECD・MAN(2002~検討中)

ボパール事件を契機とした情報開示

米TRI(毒性物質排出目録、1985) 欧 P R T R (80年代後半~90年代)

企業の自主管理促進

レスポンシブルケア(85に加で提唱、日95~) 日 化管法PRTR制度(2001~)

リスクベースの管理 ・有害性×暴露情報に基づいたリスク評価

規制と自主管理の補完

リスクベースの化学物質管理

・WSSD目標(2002年 持続可能な開発に関する世界サミット) 「2020年までに化学物質による人・環境への悪影響を最小化」

→<u>欧 RFACH規制導入 (2007</u>~) ノーデータ・ノーマーケット

→日 化審法改正(2011~) 国が全ての化学物質を優先度付けしリスク評価を実施

・PCBによる環境汚染問題は、産業活動そ

・急性毒性を有する化学物質による労働 者健康被害や、工場の煙突や排水口から

の排出(いわば産業の「裏口」)により環

境中に放出された不要な化学物質の有害

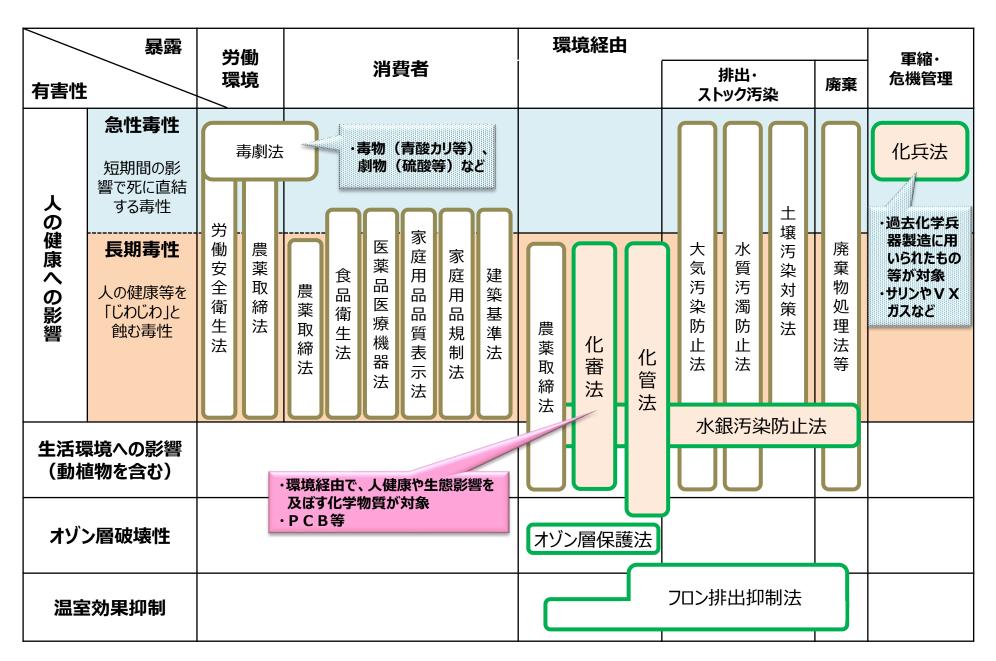
性に対する規制。

のものから生じる新しいタイプの環境汚染。 ・製品の通常の使用・消費等(いわば産業 の「表口」) により環境に放出され、環境汚 染を通じて人の健康を「じわじわ」と蝕んでいく 化学物質も規制。

→通産省(当時)が中心となり化審法を 立法化

> 化審法・化管法は、環境経由 の長期毒件(慢性毒性)を 対象としている。

我が国の化学物質管理制度について



Ⅱ.化審法の概要

化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)とは

目的

○人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある 化学物質による環境の汚染を防止。

概要

- ○新規化学物質の事前審査
 - →新たに製造・輸入される化学物質に対する事前審査制度
- ○上市後の化学物質の継続的な管理措置
 - →製造・輸入数量の把握(事後届出)
 - →有害性情報の報告等に基づくリスク評価
- ○化学物質の性状等(分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況)に応じ た規制及び措置
 - →性状に応じて「第一種特定化学物質」等に指定
 - →製造・輸入数量の把握、有害性調査指示、製造・輸入許可、使用制限等

化審法のこれまでの改正経緯

- 化審法は、社会的背景や国際的な整合性を勘案しながら、合計4回の法改正を実施。 (中央省庁再編に伴い、環境省を共管とする旨を規定した(平成11年改正)
 - ○化審法は、ポリ塩化ビフェニル(PCB)による環境汚染問題を契機にPCB及びそれに類似する化学物質による環境汚染の未然防止のため、<u>昭和48年(1973年)に制定された法律。</u>
 - ○新規化学物質の事前審査制度を設けるとともに、難分解性、高蓄積性、人への長期毒性を有する化学物質を「特定化学物質」として、その製造と輸入を規制。

昭和61年(1986年)の改正点

○特定化学物質の他に難分解性ではあるが、高蓄積性を有さないかつ相当広範な地域に残留している 化学物質<u>(トリクロロエチレン等)を「第二種特定化学物質」として規制</u>。

平成15年(2003年)の改正点

○人への健康影響に加えて<u>動植物への影響の観点も含めた審査・規制制度</u>、それらの影響のおそれがありえるとされた物質<u>(監視化学物質)の全国数量の把握制度</u>、環境への放出可能性が小さい化学物質に対する<u>審査の効率化(中間物等の特例制度)等の導入</u>。

平成21年(2009年)の改正点

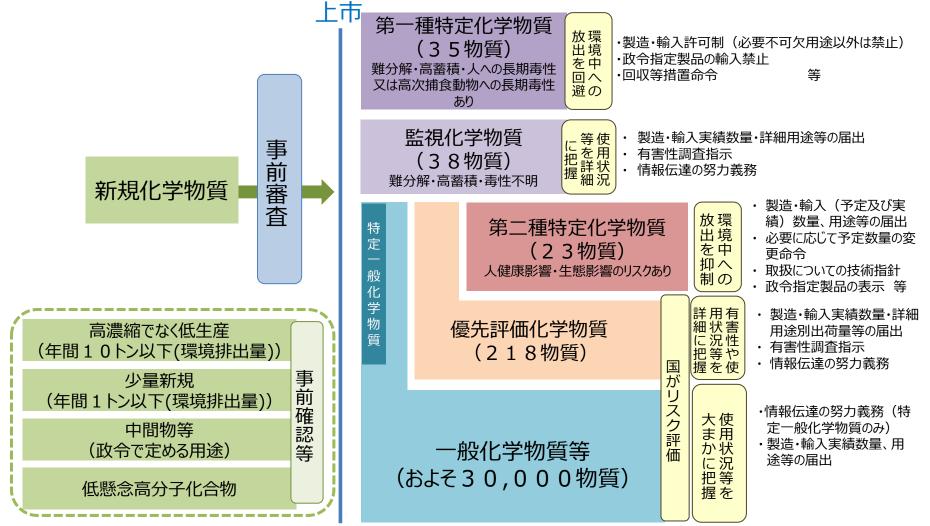
○既存化学物質を含むすべての化学物質について、 一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、その数量等の届出を新たに義務付け。国は、上記届出を受けて、詳細な安全性評価の対象となる化学物質を、優先度を付けて絞り込む。

平成29年(2017年)の改正点

- ○新規化学物質の審査特例制度における<u>国内総量規制を製造・輸入数量から環境排出数量に変更。</u>
- ○一般(新規)化学物質のうち、毒性が強いものを「特定一般(新規)化学物質」として指定。

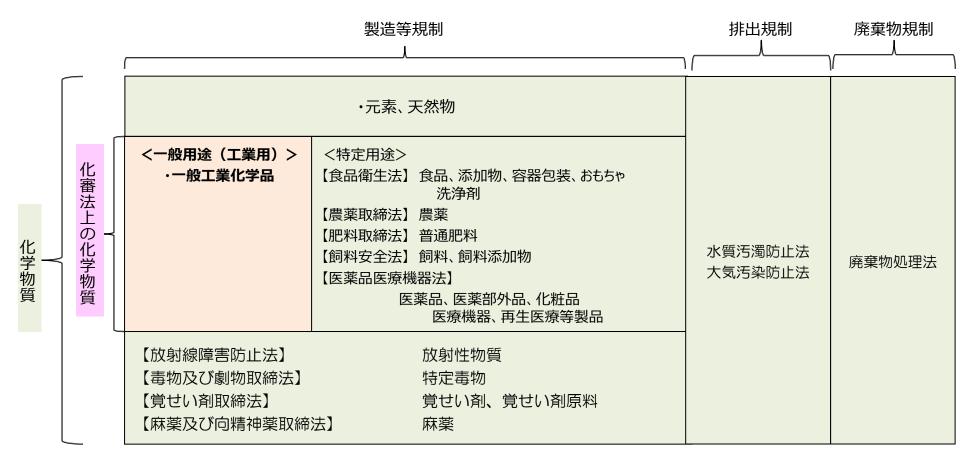
化審法の体系

- 上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止。
- 厚生労働省、経済産業省、環境省の3省で共管。



化審法の対象となる化学物質

- 化審法における化学物質とは:**元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化 合物**のこと。
- 化審法の対象となる化学物質: 一般工業化学品に用いられる物質(法第2条、第55条)
- (※) 化審法と同等以上に厳しい規制(毒劇法に規定する特定毒物や用途に応じた他の規制(医薬品医療機器法に規定する医薬品等))等が講じられている場合は除く。



Ⅲ.第一種特定化学物質に係る規制ついて

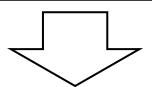
第一種特定化学物質について

第一種特定化学物質とは

○難分解、高蓄積、人への長期毒性又は高次捕食動物への長期毒性のおそれがある物質で、 政令で指定している35物質群。

第一種特定化学物質の規制内容

- ○第一種特定化学物質の製造・輸入の許可制…**法第17,22条** (試験研究用途や必要不可欠用途(エッセンシャルユース)以外での製造・輸入は原則禁止)
- ○試験研究や必要不可欠用途以外での第一種特定化学物質の使用禁止…法第25条
- ○政令で指定している第一種特定化学物質の使用製品の輸入禁止…法第24条
- ○取扱い等に係る技術上の基準…法第20,28条
- ○法令に違反した製造/輸入/使用者に対する回収措置命令、罰則等…法第34,57条



難分解性、高蓄積、長期毒性を有する化学物質の環 境中への放出を回避

第一種特定化学物質に係る規制

● 定義等(化審法第2条2項)

「第一種特定化学物質」とは、次のイと口に該当するものであること

- イ 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること
- 口 (1) 継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること
 - (2) 継続的に摂取される場合には、高次捕食動物(生活環境動植物)の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあるもの

● 製造の許可(化審法第17条)

第一種特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、第一種特定化学物質及び事業所ごとに、経済産業大臣の許可を 受けなければならない。

輸入の許可(化審法第22条)

第一種特定化学物質を輸入しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を輸入しようとするときは、この限りではない。

● 輸入の制限(化審法第24条)

何人も、政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの (第一種特定化学物質使用製品) を輸入してはならない。

第一種特定化学物質に係る規制(続き)

使用の制限(化審法第25条)

何人も、**第一種特定化学物質ごとに政令で定める用途(1.代替困難 2.環境汚染のおそれがない)以外の用途に第 一種特定化学物質を使用してならない。**ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を輸入しようとするときは、この限りではない。

● 第一種特定化学物質の指定等に伴う措置命令(化審法第34条)

主務大臣は、第一種特定化学物質又は第一種特定化学物質使用製品の製造・輸入業者に対し、当該化学物質又は当該製品の回収を図り、環境汚染の進行防止のための措置を命ずることができる。

罰則(化審法第57条の場合)

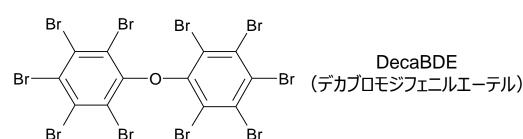
次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

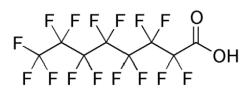
- 1. 第17条第1項の許可を受けないで第一種特定化学物質の製造の事業を営んだ者
- 2. 第18条、第24条第1項又は第25条の規定に違反した者
- 3. 第22条第1項の規定に違反して第一種特定化学物質を輸入した者
- 4. 第33条第1項の規定による事業の停止の命令に違反した者
- 5. 第34条第3項の規定による命令に違反した者

第一種特定化学物質のリスト

- 2024年2月現在、ポリ塩化ビフェニル(PCB)など35物質群が対象。
- 2024年2月1日より、新たにPFHxSを第一種特定化学物質に指定。

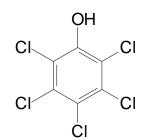






PFOA又はその塩 (ペルフルオロオクタン酸)

PFOS又はその塩 (ペルフルオロオクタンスルホン酸)



PCP又はその塩若しくはエステル (ペンタクロロフェノール)

化学物質の種類としては、有機ハロゲン化合物(F, CI, Brを含む)が多い。

副生した第一種特定化学物質への対応

● 化審法では、<u>製造もしくは輸入する化学物質</u>に第一種特定化学物質が副生成物として 微量含まれる場合に、環境汚染による人の健康または生態系への影響が生じるおそれが なく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められると きは、<u>当該副生成物は第一種特定化学物質として取り扱わないこととしている</u>。

利用可能な最良の技術: BAT (Best Available Techniques)

自主管理上限値の設定 含有割合の低減方策 適切な対応(自主管理上限値、低減方策など)が求められる。

BAT報告

文書で提出

厚生労働省、経済産業省、環境省

副生した第一種特定化学物質による環境汚染を通じた人の健康または生態系への影響が生じるおそれがなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減しているかを確認

提出者は、副生する第一種特定化学物質を含む化学物質の製造事業者、輸入事業者

BAT報告の手続

報告者:副生する第一種特定化学物質を含む化学物質の製造事業者、輸入事業者

BAT報告書に記載する事項の例

- ・副生第一種特定化学物質の名称とそれを含有する化学物質の名称
- ・自主管理上限値とその設定根拠
- ·管理方法(分析方法、分析頻度等)
- ・今後の更なる低減方策
- ・輸入元の国名と当該化学物質の製造社(輸入の場合)
- ・年間の製造・輸入(予定)量
- •最終用途
- ・ 今後の検討課題
- 副生のメカニズム

BAT報告の手続の流れ

製造あるいは輸入 する化学物質に副 生した第一種特定 化学物質が含有す ることを確認 厚生労働省、経済 産業省、環境省に BAT報告内容について事前相談、内 容の確認

BAT報告内容の確認終了

BAT報告書の提出

報告日

第一種特定化学物質として取り扱わない

副生した第一種特定化学物質の取扱い

- **製造もしくは輸入する化学物質**に含まれる副生第一種特定化学物質の取扱いについては、平成31年3月29日付け「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて(お知らせ)」により運用しているところ。
- また、<u>製造もしくは輸入する化学物質</u>に、今後第一種特定化学物質としての指定されるPFOA関連物質やPFHxSといった化学物質が副生していた場合、BAT報告書の正式な受理は指定後になるが、事前相談を受け付けている。

令和4年1月19日付け

「PFOA 関連物質に関するBAT 報告書の事前相談について」

令和5年9月15日付け

「ペルフルオロ(ヘキサン-1-スルホン酸)(PFHxS)若しくはその異性体又はこれらの 塩に係る BAT 報告書の事前相談について」

IV. 第一種特定化学物質使用製品について

第一種特定化学物質使用製品について

- 第一種特定化学物質が使用されている製品が無制限に輸入されると、その製品の消費や廃棄を通じて環境汚染が生じることも想定されることから、第一種特定化学物質が使用されている製品については、輸入が禁止されている。
- 第一種特定化学物質が使用されている製品をすべて輸入禁止しているのではなく、第 24条2項にあるように、海外における事情や我が国への輸入実績、使用の形態、廃棄 の状況等を考慮している。
- なお、第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品については、施行令第7条で指定している。

法第24条 製品の輸入の制限

何人も、政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの(以下「**第一種特定化学物質使用製品**」という。)を輸入してはならない。

2 前項の政令は、第一種特定化学物質ごとに、海外における当該第一種特定化学物質の使用の事情等を考慮して定めるものとする。

第一種特定化学物質使用製品の一覧

● 2024年2月現在、第一種特定化学物質の35物質群のうち、18物質群で第一種特定化学物質使用製品がそれぞれ指定されている(施行令第7条)。

番号	第一種特定化学物質		製品	
	ポリ塩化ビフェニル	1	潤滑油、切削油及び作動油	
		2	接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及 び閉そく用又はシーリング用の充填料	
1		3	塗料 (水系塗料を除く。)、印刷用インキ及び感圧複写紙	
'	ハラ塩 にこうエール	4	液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器	
		5	油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機 皮膜コンデンサー	
		6	エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ	
		1	潤滑油及び切削油	
2	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のも のに限る。)	2	木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤	
		3	塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)	
3	アルドリン及びDDT	1	木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤	
J	ブルドラン及びして	2	塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)	
		1	木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤	
4	ディルドリン	2	塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)	
		3	羊毛(脂付き羊毛を除く。)	
		1	木材用の防腐剤及び防虫剤	
		2	木材用の接着剤	
5	クロルデン類	3	塗料(防腐用又は防虫用のものに限る。)	
		4	防腐木材及び防虫木材	
		5	防腐合板及び防虫合板	
		1	防腐剤及びかび防止剤	
6	ビス(トリブチルスズ)=オキシド	2	塗料(貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。)及び印刷用インキ	
		3	漁網	
	N, N' ージトリルーパラーフェニレンジアミン、NートリルーN' ーキシリルーパラーフェニレンジアミン又はN.	1	ゴム老化防止剤	
	N'ージキシリルーパラーフェニレンジアミン	2	スチレンブタジエンゴム	

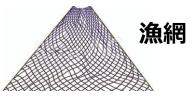


潤滑油



塗料

※対象物質により限定用途異なる



第一種特定化学物質使用製品の一覧(続き)

8	2, 4, 6ートリーターシャリーブチルフェノール	1	酸化防止剤その他の調製添加剤(潤滑油用又は燃料油用のものに限る。) 潤滑油
9	マイレックス		
9	マイレックス		
	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-		化粧板 接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料
		3	塗料及び印刷用インキ
			ヘルメット
		5	ラジエータグリルその他の自動車の部品(金属製のものを除く。)
40		6	照明カバー
10	4, 6ージーターシャリーブチルフェノール	7	保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム
		8	防臭剤
		9	ワックス
		10	サーフボード
		11	インキリボン
		12	印画紙
		13	ボタン
		14	管、浴槽その他のプラスチック製品(成形したものに限る。)
		1	航空機用の作動油
		2	糸を紡ぐために使用する油剤
		3	金属の加工に使用するエッチング剤
		4	圧電フィルタ又は半導体の製造に使用するエッチング剤
		5	メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤
11	PFOS又はその塩	6	半導体の製造に使用する反射防止剤
- 11		7	半導体用のレジスト
		8	研磨剤
		9	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
		10	防虫剤(しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。)
		11	業務用写真フィルム
		12	印画紙
10	ニレニブロエジフェールエーニル	1	塗料
12	テトラブロモジフェニルエーテル 	2	接着剤
10	ペン・カブロエジフェニル エー ニ ル	1	塗料
13	ペンタブロモジフェニルエーテル	6 7 8 9 10 11 12 1 2	接着剤







または印画紙

第一種特定化学物質使用製品の一覧(続き)

	ヘキサブロモシクロドデカン	1	防炎性能を与えるための処理をした生地
1.4		2	生地に防炎性能を与えるための調製添加剤
14		3	発泡ポリスチレンビーズ
		4	防炎性能を与えるための処理をしたカーテン
	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	1	木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
15		2	防腐木材、防虫木材及びかび防止木材
16		3	防腐合板、防虫合板及びかび防止合板
		4	にかわ
		1	潤滑油、切削油及び作動油
	プロ佐ル市舎パニコッパ出ま粉が10かこ10十でのも		生地に防炎性能を与えるための調整添加剤
16	ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを	3	樹脂用又はゴム用の可塑剤
10	超えるものに限る。)	4	塗料(防水性かつ難燃性のものに限る。)
		5	接着剤及びシーリング用の充填料
		6	皮革用の加脂剤
	デカブロモジフェニルエーテル	1	防炎性能を与えるための処理をした生地
		2	生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調整添加剤
17		3	接着剤及びシーリング用の充填料
1 /			防炎性能を与えるための処理をした床敷物
		5	防炎性能を与えるための処理をしたカーテン
		6	防炎性能を与えるための処理をした旗及びのぼり
			耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙
			はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地
17	PFOA又はその塩		洗浄剤
			半導体の製造に使用する反射防止剤
			塗料及びワニス
			はつ水剤及びはつ油剤
18			接着剤及びシーリング用の充填料
			消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
			トナー
			はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
			はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物
			床用ワックス
		13	業務用写真フィルム





防炎性能のあるカーテン、 床敷物等



はつ水剤、はつ水性能のある衣服等



消火器 (泡消火薬剤)

輸入通関時における第一種特定化学物質使用製品の確認について

● 輸入通関時のチェックを容易にする観点から、各製品に対して、税関の輸出統計品目表における固有分類番号であるHSコードを割り当てて記載。

「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」の場合

(お知らせ)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る 化学物質の輸入通関手続等について

> 令和5年12月4日 経済産業省製造産業局 化学物質管理課

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「法」という。)」に係る化学物質の輸入通関手続等については、令和3年8月30日付け経済産業省製造産業局化学物質管理課名通知「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」(以下「旧通知」という。)により実施しているところですが、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第343号)の施行に伴い、本通知について、以下のとおり内容を変更し、令和6年2月1日から実施します。ただし、変更内容2及び3については、令和6年6月1日から実施します。

なお、旧通知は、令和6年1月31日限りで廃止します。

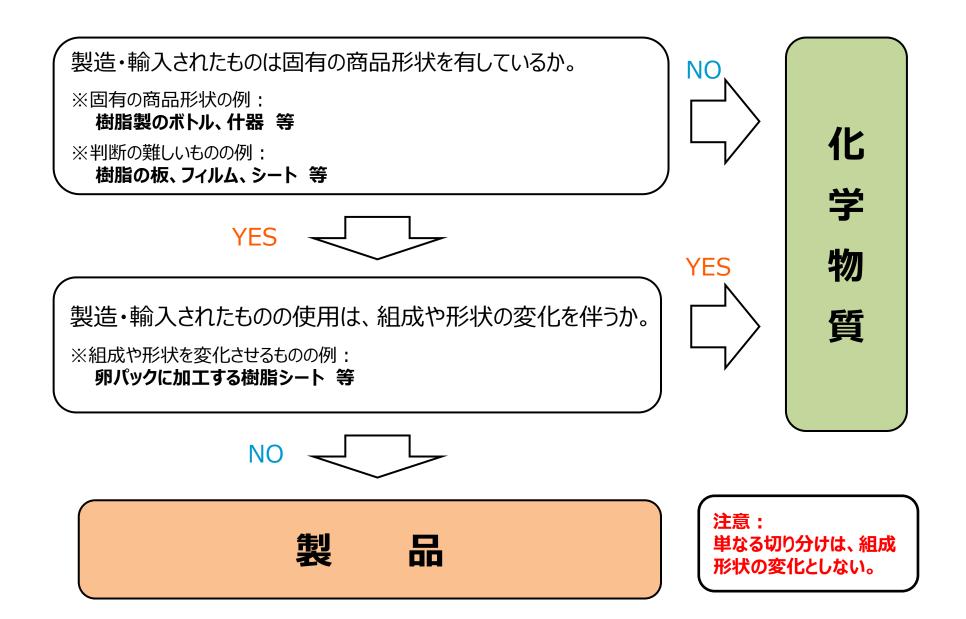
https://www.meti.go.jp/policy/chemical management/kasinhou/todoke/tsukan 231204.pdf

第一種特定↩	製0品0(内□□訳)←	関税定率法別表の区分←	
化学物質↩	47		₽	
PFHxS若しく	はつ水性能又ははつ油性能を与える		54, 07, 55, 12~55, 15, 56, 02, 5	
はその異性体	ための処理をした生	0001	6.03のうちはっ水はつ油生地や	
又はこれらの			3707,90,3810,10及び38,24のうち	
塩点	金属の加工に使用するエッチング剤		金属の加工に使用するエッチング剤←	
-m-	202章 (本本生) (本田 十 7 エーマン (4 支) (a			
	半導体の製造に使用するエッチング剤↩			
			造に使用するエッチング剤や	
	メッキ用の表面処理剤及びその調製添		34.02のうちメッキ用の表面処理剤及びそ	
	加剤包		の調製添加剤←	
	半導体の製造に使用する反射防止剤↩		32,08~32,09のうち半導体の製造に使	
			用する反射防止剤↩	
	半導体用のレジスト	4	3707.90のうち半導体用のレジスト←	
	はつ水剤にはご頭	リ及び繊維保護剤↩	38.09のうちはっ水剤、はつ油剤及び繊維	
	24.1.00 24.1.00	2#.1.pp.=	保護剤←	
	消火器、消火器	消火器↩	84. 244	
	用消火薬剤及び	消火器用消火薬	3813.00₽	
	泡消火薬剤↩	剤及び泡消火薬		
		剤↩		
	はつ水性能又はは	つ油性能を与える	62.01~62.06、62.10及び62.11の	
	ための処理をした去		うちはっ水はつ油衣服や	
	はつ水性能又はは	⊋油性能を与える	57.01~57.05のうちはっ水はつ油床敷	
	ための処理をした床	敷物↩	物-□	





製品と化学物質の確認方法(成形品)



製品と化学物質の確認方法(混合物)

輸入された時点で既に小分けされており、そのままの大きさで店頭等で販売可能な状態であるか。

※小分けされている物の例:

家庭用洗剤、シャンプー、スプレーに入った殺虫剤、 顔料入り合成、樹脂塗料 等

NO

化

学

物

質

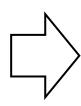
YES



表示等の最小限の変更だけで店頭等で販売可能な状態であるか。

※最小限の変更の例:

表示・ラベルの貼り替え、外箱の取り替え等



NO

YES



製品

第一種特定化学物質使用製品の調査事例

- 経済産業省では、第一種特定化学物質使用製品について、輸入禁止措置の効果を確認するため、試買調査を継続的に実施している。
 - ⇒輸入禁止製品に該当する海外からの輸入品等を購入し、第一種特定化学物質 の含有の有無等を調査。

事業年度	分析対象物質	対象製品	調査結果
平成26年度	PBDE(4~10)	難燃加工製品、印画紙	PBDEで3製品、
(2014)	PFOS、PCNs	など計60製品	PFOSで10製品検出
令和元年度	SCCP、DecaBDE	塗料、防炎生地	DecaBDEで
(2019)		など40製品	1製品検出
令和2年度 (2020)	TTBP、PCP	潤滑油、防腐剤 など計50製品	PCPで1製品検出
令和3年度	PBDE(4~7,10)	防炎生地、潤滑油	全て不検出
(2021)	SCCP、HCB	など計45製品	
令和4年度 (2022)	PCB、TBTO	印刷物、船艇塗料など 計100製品	全て不検出

PBDE:ポリブロモジフェニルエーテル、DecaBDE:デカブロモジフェニルエーテル、PCNs:ポリ塩化ナフタレン、PCP:ペンタクロロフェノール

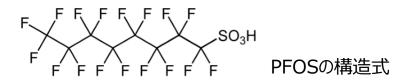
SCCP:ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数10-13)、HCB:ヘキサクロロベンゼン、TBTO:ビス(トリブチルスズ)=オキシド

第一種特定化学物質使用製品の調査事例

● 平成26年度調査におけるPFOSの含有確認事例の詳細

調查対象物質:

ペルフルオロオクタン酸(PFOS)又はその塩



調查対象製品:

国内外の印画紙 計40製品



調査結果:

チェコまたはハンガリー製の<u>印画紙の10製品から、PFOSの含有が認められた</u>。(約50~90 mg/kg(ppm)の濃度範囲でPFOSが検出された。)

原因と対策:

平成27年5月に経済産業省、環境省の連名で、**印画紙の輸入に関するお願いを報道発表し、含有製品の輸入に対して注意を促した**。

(参考) アンケートのお願い

- 製品を輸入する際、第一種特定化学物質の含有の有無はどのように確認されていますか。 (本セミナーの最後にお願いしているのアンケート項目の一つ)
 - ①販売元からの情報で確認
 - a) 不使用証明書の発行、
 - b) 販売元等からの分析結果、
 - c) SDS
 - ②その他(必要に応じて記述回答)
 - 上記で①を回答した方にお聞きします。製品を輸入後に、国内で第 一種特定化学物質の含有分析を実施していますか。
 - ① 実施している、
 - ② 実施していない

(参考) アンケートのお願い 続き

- 製品から第一種特定化学物質の含有が確認された場合どのような対応をしていますか。(本セミナーの最後にお願いしているのアンケート項目の一つ)
 - ①関係省庁に連絡して輸入中止
 - ②関係省庁に連絡せず輸入中止
 - ③関係省庁に相談して輸入の可否を判断
 - ④特に何もしない(輸入継続)
 - ⑤第一種特定化学物質の含有が確認されたことがない
 - ⑥その他(必要に応じて記述回答)

関係省庁:厚生労働省、経済産業省、環境省、税関

今後の第一種特定化学物質使用製品に関連する規制等において、 参考とさせていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

くお問合せ先>

経済産業省製造産業局 化学物質管理課化学物質安全室

くお問い合わせフォーム>

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika toiawase

<化審法Q&A>

https://www.meti.go.jp/policy/chemical management/kasinhou/qa/index.html